

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における 「量の見込み」及び「確保方策」について

令和2年10月5日

市町村子ども・子育て支援事業計画について

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を作成することとされている。

平成27年度から令和元年度までを計画期間とする第一期事業計画が終期を迎えたことに伴い、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第二期事業計画を市町村が作成。

今般、令和2年度上半期に、都道府県を通じて、各市町村の第二期事業計画における

- ・「量の見込み」・・・潜在ニーズも含めた住民ニーズの見込み(需要)
- ・「確保方策」・・・住民ニーズに対応した、市町村による提供体制の確保の予定(供給)

等の調査を実施した。

【対象範囲】

- ・教育・保育（1号認定、2号認定、3号認定）
- ・地域子ども・子育て支援事業

【数値に関する留意事項】

- ・自治体から報告があった数値の合計を全国集計値として記載。
- ・地域子ども・子育て支援事業における令和元年度実績については、未確定の市町村の分など、一部、見込みや平成30年度実績等を基に集計の上、「量の見込み」「確保方策」のいずれにも該当しないが、便宜上同一表内に記載。
- ・令和2年度から令和6年度までの「量の見込み」及び「確保方策」に関する数値は、事業計画上の算出方法が調査票と異なる一部の市町村があることから、推計値等を含む場合がある。

(1) 幼児期の学校教育、保育
1号認定、2号認定

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	293.8万人	290.3万人	283.7万人	278.1万人	275.1万人
1号認定	113.0万人	109.7万人	105.3万人	102.3万人	99.9万人
2号認定	180.8万人	180.7万人	178.3万人	175.9万人	175.2万人
幼児期の学校教育の利用希望が強い者 ¹	32.6万人	32.3万人	31.6万人	31.4万人	31.4万人
その他 ¹	148.2万人	148.4万人	146.7万人	144.4万人	143.8万人
確保方策	345.9万人	347.0万人	346.0万人	345.8万人	345.1万人
1号認定	163.2万人	161.5万人	159.2万人	158.0万人	156.6万人
幼稚園等 ²	90.5万人	91.3万人	91.2万人	91.0万人	90.6万人
確認を受けない幼稚園 ²	67.2万人	64.4万人	62.3万人	61.5万人	60.5万人
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年) ²	5.6万人	5.7万人	5.6万人	5.6万人	5.5万人
2号認定	182.7万人	185.5万人	186.8万人	187.8万人	188.5万人
保育所等 ^{3、4}	173.1万人	175.9万人	177.3万人	178.3万人	178.9万人
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年) ³	7.4万人	7.4万人	7.4万人	7.3万人	7.5万人
認可外保育施設等 ^{3、5}	2.3万人	2.2万人	2.1万人	2.1万人	2.1万人

1 事業計画書上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼児期の学校教育の利用希望が強い者」として整理

2 事業計画書上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「幼稚園等」として整理

3 事業計画書上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「保育所等」として整理

4 企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている

5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

(1) 幼児期の学校教育、保育

3号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		128.6万人	129.6万人	130.8万人	131.1万人	131.1万人
確保方策		132.6万人	136.1万人	138.7万人	140.0万人	140.9万人
0 歳	量の見込み	25.3万人	25.5万人	25.6万人	25.7万人	25.8万人
	確保方策	28.4万人	29.1万人	29.6万人	29.9万人	30.1万人
	特定教育・保育施設 1、3	25.0万人	25.6万人	26.0万人	26.2万人	26.4万人
	特定地域型保育事業所 1	2.3万人	2.5万人	2.6万人	2.7万人	2.8万人
	認可外保育施設 1	1.0万人	1.0万人	1.0万人	1.0万人	0.9万人
1 ・ 2 歳	量の見込み	103.3万人	104.1万人	105.2万人	105.4万人	105.3万人
	確保方策	104.2万人	107.1万人	109.1万人	110.1万人	110.8万人
	特定教育・保育施設 2、3	93.2万人	95.5万人	97.1万人	97.8万人	98.3万人
	特定地域型保育事業所 2	7.7万人	8.3万人	8.7万人	9.0万人	9.4万人
	認可外保育施設等 2、4	3.4万人	3.3万人	3.3万人	3.3万人	3.2万人

1、2 事業計画書上、項目を分けずに算出している場合、当該市町村に関しては全て「特定教育・保育施設」として整理

3 企業主導型保育施設の地域枠について、確保方策に記載することを可能としている

4 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている

【参考】幼児期の学校教育、保育の実績

< 1号認定 >

学校基本調査(令和2年5月1日時点)、
認定こども園に関する状況調査(平成31年4月1日時点)

	実績(推計)
在学者数	125.5万人

< 2号認定 >

子育て安心プラン実施計画

	令和2年4月1日実績
申込者数(保育ニーズ)	164.9万人
利用定員数(整備量)	178.1万人

< 3号認定 >

子育て安心プラン実施計画

	令和2年4月1日実績	
申込者数(保育ニーズ)	119.4万人	
	0歳児	16.7万人
	1・2歳児	102.7万人
利用定員数(整備量)	126.8万人	
	0歳児	26.7万人
	1・2歳児	100.1万人

以下の方法により算出

- ・「学校基本調査」の幼稚園在学者数と、「認定こども園に関する状況調査」の幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の在籍園児数(1号認定児のみ)を機械的に合計
- ・上記により算出された数から、「認定こども園に関する状況調査」の幼稚園型認定こども園(2号認定児のみ)を機械的に控除(「学校基本調査」からは、幼稚園型認定こども園の2号認定児が控除できないため)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,113か所	3,422か所	3,477か所	3,508か所	3,521か所	3,528か所
確保方策		3,461か所	3,537か所	3,583か所	3,602か所	3,624か所
利用者支援事業 1、2	2,944か所	3,310か所	3,387か所	3,433か所	3,452か所	3,475か所
その他 1、3	169か所	151か所	150か所	150か所	150か所	149か所

- 利用者支援事業実施要綱に該当する利用者支援事業とその他取組別の数値が不明な市町村については、全て「利用者支援事業」として整理
- 利用者支援事業実施要綱に該当する施設。基本型、特定型、母子保健型の3類型があるが、事業計画上、項目を分けずに算出している市町村があることから、一括して記載
- 利用者支援事業以外の取組(自治体の窓口サービス含む)

延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数)	95.7万人	105.3万人	105.6万人	105.6万人	105.4万人	105.4万人
確保方策(実人数)		120.1万人	121.1万人	121.7万人	122.1万人	122.3万人

令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の実人数(見込み等を含む)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)にかかる費用を助成する事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業を実施する市町村	699市町村	652市町村	646市町村	643市町村	642市町村	642市町村
うち日用品、文房具等に要する 費用の補助	322市町村	325市町村	326市町村	326市町村	326市町村	326市町村
うち副食材料費に要する費用の 補助	641市町村	584市町村	578市町村	574市町村	573市町村	573市町村

令和元年10月1日以降令和2年3月31日までの間において事業を実施した市町村

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業を実施する市町村	193市町村	223市町村	226市町村	219市町村	220市町村	224市町村

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

		令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数)		133.6万人	145.6万人	147.6万人	149.4万人	150.2万人	150.2万人
	小学1～3年生 1		114.9万人	116.2万人	117.4万人	117.9万人	117.6万人
	小学4～6年生 1		30.7万人	31.4万人	32.0万人	32.3万人	32.6万人
確保方策(実人数)			151.5万人	155.2万人	158.1万人	160.0万人	161.3万人

1 「小学1～3年生」と「小学4～6年生」の別の数値が不明な市町村については、全て「小学1～3年生」として整理

2 令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の実人数(見込み等を含む)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

< 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業) >

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ人数)	8.8万人日	12.0万人日	12.1万人日	12.1万人日	12.1万人日	12.2万人日
確保方策(年間延べ人数)		17.6万人日	17.9万人日	18.2万人日	18.4万人日	18.6万人日

令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の年間延べ人数(見込み等を含む)

< 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業) >

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ人数)	3.5万人日	10.0万人日	10.0万人日	10.6万人日	10.7万人日	10.8万人日
確保方策(年間延べ人数)		8.5万人日	8.8万人日	9.4万人日	9.6万人日	9.8万人日

令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の年間延べ人数(見込み等を含む)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数)	85.3万人	90.5万人	89.1万人	88.2万人	87.2万人	86.3万人
確保方策(事業を実施する市町村)		1,700市町村	1,700市町村	1,700市町村	1,700市町村	1,700市町村

単位(実人数)を合わせるため、便宜上、量の見込み欄に実績を記載。

・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(実人数)	18.5万人	19.5万人	19.8万人	20.1万人	20.4万人	20.7万人
確保方策(事業を実施する市町村)		1,475市町村	1,478市町村	1,473市町村	1,475市町村	1,476市町村

単位(実人数)を合わせるため、便宜上、量の見込み欄に実績を記載。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業を実施する市町村	507市町村	547市町村	549市町村	552市町村	552市町村	555市町村

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(月当たり利用回数)		2,257.1万人回	2,242.4万人回	2,245.2万人回	2,226.8万人回	2,208.5万人回
確保方策	9,781か所 3	10,000か所	10,070か所	10,143か所	10,174か所	10,206か所
地域子育て支援拠点事業 1		8,036か所	8,108か所	8,180か所	8,209か所	8,241か所
その他 1、2		1,964か所	1,962か所	1,963か所	1,965か所	1,965か所

- 1 子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援拠点事業とそれ以外の取組の別の数値が不明な市町村については、全て「地域子育て支援拠点事業」として整理。
- 2 地域子育て支援拠点事業以外の地方単独事業を含む取組。
- 3 単位(か所)を合わせるため、便宜上、確保方策欄に実績を記載。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) >

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	3,924.0万人日	4,566.3万人日	4,538.9万人日	4,445.7万人日	4,407.9万人日	4,395.7万人日
確保方策(年間延べ利用人数)		5,144.8万人日	5,153.6万人日	5,103.1万人日	5,091.3万人日	5,115.5万人日

令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の令和元年度延べ利用人数(実際に利用した子どもの延べ人数)(見込み等を含む)。

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外 >

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	520.8万人日	705.1万人日	700.4万人日	700.8万人日	690.7万人日	686.4万人日
確保方策(年間延べ利用人数)		895.8万人日	907.8万人日	916.5万人日	922.0万人日	924.3万人日

令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の令和元年度延べ利用人数(実際に利用した子どもの延べ人数)(見込み等を含む)。

病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ利用人数)	121.2万人日	165.7万人日	165.1万人日	165.1万人日	164.4万人日	164.2万人日
確保方策(年間延べ利用人数)		203.4万人日	208.4万人日	211.5万人日	213.8万人日	215.2万人日
病児保育事業 1	119.2万人日	195.9万人日	200.9万人日	203.9万人日	206.2万人日	207.5万人日
子育て援助活動支援事業 2	2.0万人日	7.5万人日	7.5万人日	7.6万人日	7.6万人日	7.7万人日

- 1 病児・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型(訪問型)、送迎対応の4類型があるが、事業計画書上、項目を分けずに算出している市町村があることから、一括して記載。
- 2 子育て援助活動支援事業のうち病児・緊急対応強化事業
- 3 令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の年間延べ利用人数(実際に利用した子どもの延べ人数)(見込み等を含む)。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

		令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ利用人数)		152.3万人日 (未就学児93.7万人日 就学児58.6万人日) ¹	167.8万人日	168.2万人日	168.9万人日	169.1万人日	169.5万人日
	未就学児 1		104.4万人日	104.8万人日	105.3万人日	105.7万人日	106.2万人日
	就学児 1		63.4万人日	63.4万人日	63.5万人日	63.5万人日	63.4万人日
確保方策(年間延べ利用人数)			214.5万人日	215.9万人日	217.4万人日	218.3万人日	219.6万人日
	未就学児 1		129.0万人日	129.9万人日	130.8万人日	131.5万人日	132.4万人日
	就学児 1		85.5万人日	85.9万人日	86.5万人日	86.8万人日	87.1万人日

1 「未就学児」と「就学児」の別の数値が不明な市町村については、全て「未就学児」として整理。
 2 令和元年度の実績は、提供体制の確保量ではなく、令和2年3月31日時点の年間延べ利用人数(実際に利用した子どもの延べ人数)(見込み等を含む)。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	令和元年度 (実績(推計を含む))	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(年間延べ回数)	995.0万人回	1,034.2万人回	1,021.0万人回	1,009.6万人回	994.7万人回	982.9万人回

量の見込み及び実績ともに年間延べ回数(人回)で調査をしたため、便宜上、量の見込み欄に記載。

【参考】子ども・子育て支援法に基づく基本指針における 事業計画の作成に関する事項(抜粋)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等
- 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握
- 4 計画期間における数値目標の設定
- 5 住民の意見の反映
- 6 他の計画との関係

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

【参考】子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

利用者支援事業

二 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。))の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

延長保育事業

三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

子育て短期支援事業

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

一時預かり事業

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

病児保育事業

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

十三 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦健康診査

(別紙)

第20回子ども・子育て会議(平成26年11月28日)
資料1参考資料より一部抜粋

市町村子ども・子育て支援事業計画
「量の見込み」「確保方策」調査集計結果
(第一期計画平成31(令和元)年度分見込み値)

(1) 幼児期の学校教育・保育

1号認定、2号認定

		平成31年度
量の見込み		292.1万人
1号認定		123.7万人
2号認定		168.4万人
	幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの	25.7万人
	その他	142.7万人
確保方策		294.7万人
1号認定		144.7万人
	特定(1)	84.3万人
	確認を受けない幼稚園(2)	60.4万人
2号認定		149.9万人
	特定(1)	147.4万人
	認可外(3)	2.5万人

3号認定

		平成31年度
量の見込み		114.6万人
確保方策		113.5万人
0歳	量の見込み	23.2万人
	確保方策	22.7万人
	特定(1)	19.8万人
	地域(4)	1.7万人
	認可外(5)	1.2万人
1・2歳	量の見込み	91.5万人
	確保方策	90.8万人
	特定(1)	81.6万人
	地域(4)	5.4万人
	認可外(5)	3.8万人

1 特定教育・保育施設を指す。

2 2号認定子どもの利用も可能。満3歳児の取扱いや把握等の違いにより、量の見込みに不足している場合がある。

3 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている。

4 地域型保育事業を指す。

5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等については、当分の間、確保方策に記載することを可能としている。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業【新規】

		平成31年度
量の見込み		2,858ヶ所
確保方策		2,771ヶ所
	利用者支援事業	1,843ヶ所
	その他	927ヶ所

延長保育事業

		平成31年度
量の見込み		127.3万人
確保方策		124.5万人

多様な主体の参入促進事業【新規】

		平成31年度
確保方策		134市町村

放課後児童クラブ

		平成31年度
量の見込み		124.2万人
	小学1～3年	91.8万人
	小学4～6年	32.4万人
確保方策		119.1万人

子育て短期支援事業(ショートステイ)

		平成31年度
量の見込み		16.5万人日
確保方策		11.7万人日

乳児家庭全戸訪問事業

		平成31年度
量の見込み		92.4万人

養育支援訪問事業

		平成31年度
量の見込み		14.4万人

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

		平成31年度
確保方策		674市町村

地域子育て支援拠点事業

		平成31年度
量の見込み		2287.5万人日
確保方策		10,249ヶ所
	地域子育て支援拠点事業	7,815ヶ所
	その他	2,434ヶ所

(2) 地域子ども・子育て支援事業

一時預かり事業(幼稚園型)(在園児のみ)

		平成31年度
量の見込み		5156.3万人日
	1号認定	1,134.0万人日
	2号認定	4022.3万人日
確保方策		5570.9万人日

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの集計値。

一時預かり事業(幼稚園型以外)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリー・サポートセンター事業(病児・緊急対応強化事業、就学児を除く)

		平成31年度
量の見込み		1354.2万人日
確保方策		1340.3万人日
	一時預かり	1119.0万人日
	ファミサポ	207.9万人日
	トワイライト	13.4万人日

病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)

			平成31年度
量の見込み			219.6万人日
確保方策	病児・病後児保育	病児・病後児対応型	132.2万人日
		体調不良児対応型	15.7万人日
		非施設型(訪問型)	1.1万人日
ファミサポ			33.6万人日

ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

	平成31年度
量の見込み	121.9万人日
確保方策	147.5万人日

妊婦健診

	平成31年度
量の見込み	1040.1万人回